

ID: 8

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	行為の許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市庁舎管理規則 第6条第4項		
例 規 番 号	昭和61年規則第36号		
【根拠条文】 (許可行為) 第6条 庁舎内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、別に定めがある場合を除き、あらかじめ、第1号又は第5号に掲げる行為にあつては、行商等許可申請書(様式第1号)、第2号に掲げる行為にあつてはポスター等掲示等許可申請書(様式第3号)、第3号、第4号又は第6号に掲げる行為にあつては庁舎一時使用許可申請書(様式第4号、第4号の2又は第4号の3)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、第2号に掲げる行為の許可を受けようとするときは、当該配布等を行う物を添付しなければならない。 (1) 行商、宣伝、勧誘、寄付の募集その他これらに類する行為 (2) ビラ、ポスター、旗、看板、懸垂幕、その他これらに類する物を配布し、掲示し、又は設置する行為 (3) テントその他の施設等を設置し、又は物件を置く行為 (4) 市の機関以外の者が主催して集会を開催し、又は集団で庁舎内に入る行為 (5) 拡声器を使用して呼びかける行為 (6) 撮影、録音、録画その他これらに類する行為 2 市長は、前項の許可申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、前項第1号又は第5号に掲げる行為に係る許可にあつては、行商等許可書(様式第2号)、同項第2号から第4号まで又は第6号に掲げる行為に係る許可にあつてはポスター等掲示等又は庁舎一時使用許可書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、ポスター等の掲示の許可については、当該掲示物に、承認済印(様式第6号)を押印することによつて交付に代えることができる。 3 市長は、前項の規定による許可に有効期間その他必要な条件を付することができる。 4 市長は、第2項の規定による許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の許可の条件に違反したときは、その許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考	「芦屋市水道事業の庁舎管理に関する規程」及び「市立芦屋病院施設管理に関する規程」に準用あり		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 9

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	退去及び撤去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市庁舎管理規則 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和61年規則第36号		
【根拠条文】 (退去及び撤去の命令等) 第9条 市長は、次に掲げる者に対して、庁舎内から退去し、又は違反に係る物件を撤去することを命ずることができる。 (1) 立ち入ることを禁止された場所に立ち入った者 (2) 第5条の規定に違反した者 (3) 第6条第1項の規定による市長の許可を受けないでこれらに規定する行為をした者又は第6条第3項の許可の条件に違反した者 (4) 第7条の規定による市長の指定に従わなかった者 (5) 第8条の規定による指定する者の質問に対してその回答を拒んだ者又は立ち入り禁止に違反した者 2 市長は、前項の規定による違反に係る物件の撤去命令に従わない者があるときは、指定する者に当該物件を撤去させることができる。 3 所属長は、その管理する課等内において第1項各号に掲げる行為をした者に対して当該課等内から退去を要求し、又は違反に係る物件の撤去を命じ当該命令に従わない者があるときは、当該物件を撤去することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考	「芦屋市水道事業の庁舎管理に関する規程」及び「市立芦屋病院施設管理に関する規程」に準用あり		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 15

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	市役所庁舎内駐車場使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市役所庁舎内駐車場使用料条例 第2条		
例 規 番 号	平成2年条例第20号		
【根拠条文】 (使用料の額) 第2条 駐車場の使用料の額は、駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに200円とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 17

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	駐車の拒否		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市役所庁舎内駐車場管理規則 第6条		
例 規 番 号	平成2年規則第35号		
【根拠条文】 (駐車の拒否) 第6条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、駐車を拒否することができる。 (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。 (2) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれのあるとき。 (3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日